

排水設備申請マニュアル

(請求書インボイス対応改訂)

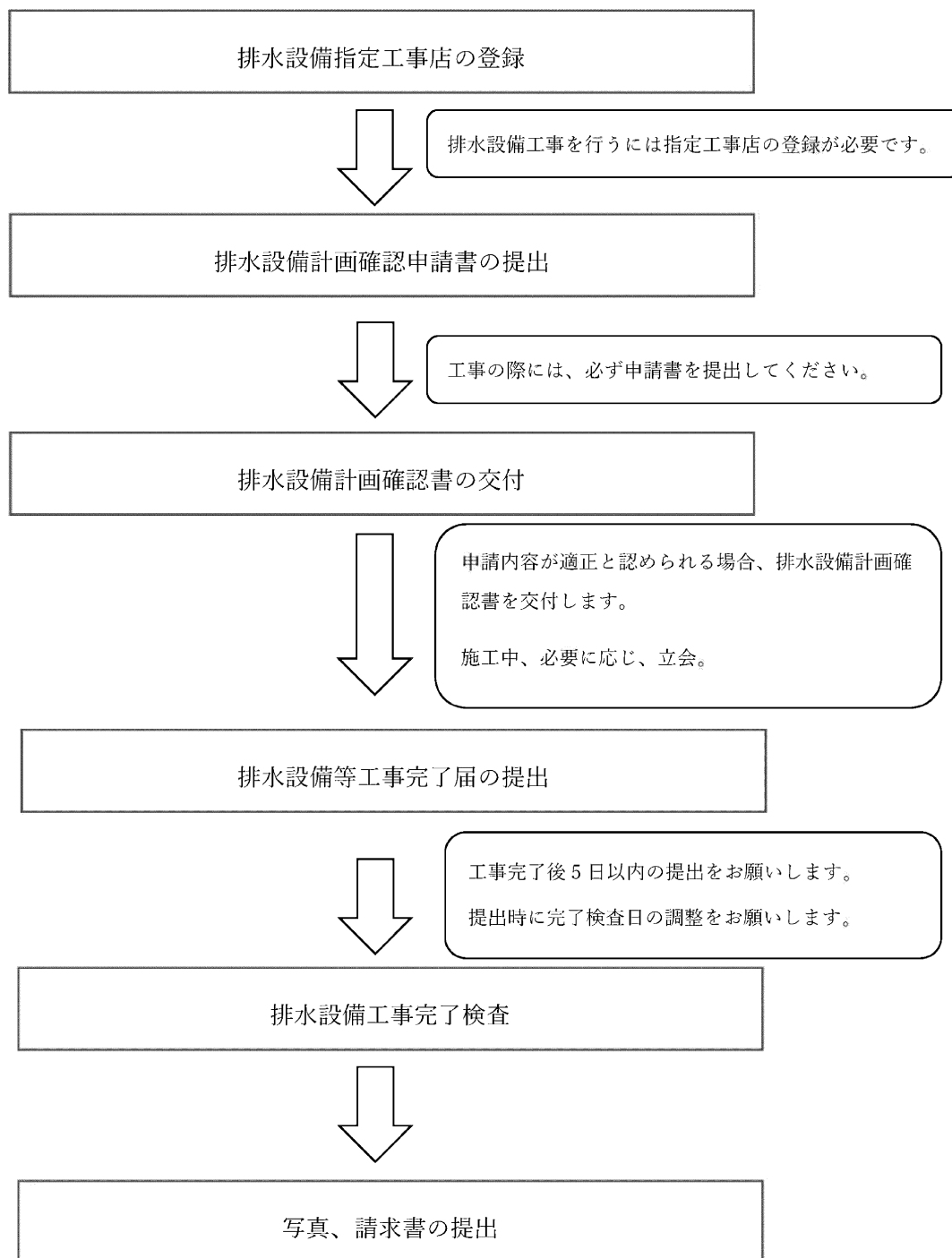
令和5年度版

吉田町上下水道課

目次

1. 排水設備申請事務手続き流れ	…P1
2. 排水設備指定工事店の登録・更新・異動・辞退について	…P2
3. 排水設備計画確認申請書の提出について	…P4
4. 排水設備計画確認書の交付について	…P6
5. 立会について	…P7
6. 排水設備等工事完了届の提出について	…P8
7. 排水設備工事完了検査について	…P9
8. 公共マス設置費請求書について	…P10
9. 下水道排水区域外の排水設備設置申請（下水道事業納付金）について	…P11
10. 新たに取付管を設置する場合	…P12
11. 排水ヘッダーを使用する場合	…P12

1 排水設備申請事務手続き流れ



2 排水設備指定工事店の登録・更新・異動・辞退について

排水設備の工事を行うには指定工事店の登録・更新が必要です。

【指定工事店の条件】

(吉田町下水道排水設備指定工事店規程 第3条)

次の各要件に適合している工事業者から、登録の申請があったときは、指定工事店として指定するものとします。

- (1) 排水設備工事責任技術者が1人以上専属でいること
- (2) 排水設備工事に必要な設備及び機材を有していること
- (3) 県内に営業所があること

【登録・更新時提出書類】

書類	備考
排水設備指定工事店指定申請書(様式第1号)	
営業所の平面図及び付近見取図並びに写真(様式第2号)	内部・外部の状況がわかるもの
専属責任技術者名簿(新規・解除)(様式第3号) 及び雇用関係を証する書類	
下水道排水設備工事責任技術者証の写し	
工事の施工に必要な設備及び器材一覧並びに写真(任意)	
暴力団排除に関する誓約書	
役員名簿	
住民票	
経歴書(様式任意)	
身分証明書	個人事業者のみ
登記事項証明書	法人のみ
定款の写し	法人のみ

【登録・更新の手続き】

指定工事店登録・更新手数料

- ・新規登録手数料 … 10,000円
- ・更新手数料 … 3,000円

指定の有効期間

指定を受けた日から5年。ただし、年度更新となるため新規登録時は5年未満となります。

更新を希望する場合は、指定期間満了の30日前までに必要書類を提出してください。

【異動届の提出について】

指定工事店は、次のいずれかに該当することとなったときは、速やかに指定工事店異動届を提出する必要があります。

- ・組織を変更したとき
- ・代表者に異動があったとき
- ・商号を変更したとき
- ・営業所を移転したとき
- ・専属する責任技術者に異動があったとき
- ・住居表示または電話番号に変更があったとき

【提出書類】

- ・指定工事店異動届（様式第7号）

異動内容に応じ、添付書類が異なりますので、ご注意ください。

【辞退届の提出について】

指定工事店の条件を欠くに至ったとき及び指定工事店としての営業を廃止、または休止するときは指定工事店指定辞退届を提出する必要があります。

【提出書類】

- ・指定工事店指定辞退届（様式第6号）
- ・指定工事店証

3 排水設備計画確認申請書の提出について

施工前には、必ず申請書を提出してください。

【提出書類】

書類	備考
①排水設備計画確認申請書（様式第1号）	
②工事調書（様式1～様式3）、公図の写し	
③既設排水設備使用申請書	浄化槽の既設管を使用する際に基準を満たしていない場合
④除害施設計画（変更）確認申請書（様式第2号）	除害施設を設置するとき

【記載要領】

① 排水設備計画確認申請書（様式第1号）

(1) 記載内容について

申請者の名前、申請区分、敷地面積、排水人口、設置場所（設置場所は公図上の地番になっているか）、使用水、予定工期等が記入されているか

(2) 申請区分について

新設…新たにあるいは、既存排水設備の全てを取り壊して排水設備を設置すること

増設…既にある排水設備に追加して排水設備を設置すること

改築…排水設備の一部を取り壊し、新たに設置すること

改築申請時において、下水道の使用を休止している場合であっても、工事期間中の下水道使用料が発生してくることがあります。

そのため、工事期間中に水道のみ使用し、下水道には流さない場合は、公共下水道使用休止届を提出してください。

② 工事調書（様式1～3）、公図の写し

(1) 様式1～3の記載内容が確認申請書と整合していることを確認してください。

(2) 様式2

・勾配の計算はあっているか。

・勾配は急すぎないか（50%以上の場合は理由が必要）

・Φ100の場合、勾配は20%以上（最低でも10%以上）とれているか。勾配が10%未満の場合や、土被りが20cm未満の場合には、許可条件書を発行することがありますので、対応してください。

・平面図と縦断図の勾配、単距離、管底の深さは合致しているか。

- ・二階がある場合、二階の平面図が表記されているか。

- ・雨水について

吉田町は「分流式」であるため、排水設備により処理するのは汚水と雑排水となります。屋外施設（洗濯機等）の排水を接続する場合は、雨水が侵入しないような措置を講じてください。

(3) 公図の写し

- ・当該地を表記すること。

③ 既設排水設備使用申請書について

浄化槽等既設管を使用するときに、基準を満たしていないが、申請者の事情により、既設管を使用したい場合は、「既設排水設備使用申請書」を提出願います。

④ 除害施設計画（変更）確認申請書（様式第2号）について

吉田町下水道条例第11条にて定める（油脂類やごみ等の下水道に有害な）汚水を継続して排除し、公共下水道を利用する場合には、除害施設等を設置する必要があります。

除害施設を設置する際は、除害施設計画（変更）確認申請書（様式第2号）を提出してください。添付書類は排水設備申請時と同様ですが、平面図に除害施設の位置を記載してください。

4 排水設備計画確認書の交付について

- (1) 提出された確認申請書の内容を審査し、適当と認められる場合は、排水設備計画確認書（様式第3号）を交付します。
- (2) 申請の許可が下りましたら、上下水道課から連絡をします。
計画確認書と公共汚水マス、蓋の受け取りをお願いします。
公共マス等受取簿に受取日、マスの種類、蓋の種類、受取者の氏名を記載していただきます。
- (3) マスの後日受け取りは可能です。その場合、確認書を受け取ったことを記入してください。
- (4) 施工者標は令和3年12月をもって廃止しました。

※工事の着手は確認書の交付後となります。

5 立会について

原則として、中間検査等は実施しませんが、以下のような事例においては、適宜実施します。

1 障害物により施工が困難な場合

事前調査により施工上の問題が起こりうる場合、または施工中に問題が生じた場合や、施工上の判断が難しい事案については、職員の立会を求めてください。

2 新規登録した指定工事店である場合、新規登録した指定工事店が初めて公共マスの設置をする際には、以下のような中間検査内容を実施します。

(検査内容)

- (1) 取付管の位置及び深さ
- (2) 公共マスの設置箇所及び深さ
- (3) 公共マスと管の適切な接合

公共マスが設置されたら、職員が写った写真を撮る。

この時、配管図が書かれた黒板を持つ。

立会し、職員が配管図等が表記された黒板をもって検査写真とします。

3 上限（10 ページ参照）を超える設置費用となる場合

吉田町全域で地下水が出やすいため、水中ポンプを使用する程度であれば立会の必要はありません。（職員立会なしであれば、その確認ができる写真を完了届に添付してください。）

地下水が高いこと等により、経費以上の仮設が必要となる場合には、職員への立会を求めてください。条件により、土工費、布設費が割増しになる場合、増額理由が明確でないと請求に応じられないこともありますので、写真等で管理願います。

6 排水設備等工事完了届の提出について

工事の完了した日から5日以内に完了届を提出してください。

【提出書類】

書類	備考
①排水設備等工事完了届（様式第5号）	
②公共下水道使用開始（休止・廃止・再開）届（様式第7号）	
③工事調書（様式1～3）	
④工事写真	完了検査後でも可
⑤請求書	完了検査後でも可

【記載要領】

① 排水設備等工事完了届（様式第5号）

(1) 記載内容に記入漏れはないか

（申請者の名前、設置場所（設置場所は公図上の地番になっているか）、確認番号、工事完了年月日）

② 公共下水道使用開始（休止・廃止・再開）届（様式第7号）

(1) 記載内容に不備、誤りはないか

(2) 開始届の使用開始等年月日は、原則として職員が工事完了時に記入しますので、太枠内の記載は不要です。

③ 工事調書（様式1～3）

(1) 記載内容が完了届と整合していることを確認してください。

(2) 竣工時の内容としてください。

平面図、縦断図

(1) $\Phi 100$ の場合、勾配は20%以上（最低でも10%以上）とれているか。勾配が10%未満の場合や、土被りが20cm未満の場合には、許可条件書を発行することがありますので、対応してください。

(2) 勾配は急すぎないか（50%以上の場合は理由確認が必要）

(3) 勾配の計算はあっているか。

(4) 平面図と縦断図の勾配、単距離、管底の深さは合致しているか。

(5) 二階がある場合、二階の平面図は添付されているか。

④ 工事写真（完了検査後でも可）

工事の工程ごとに撮影してください。

特に公共マス設置の写真は請求書の内容と整合するよう撮影してください。

⑤ 請求書（完了検査後でも可）

7 排水設備工事完了検査について

完了検査日は完了届提出時に調整してください。

調整が難しい場合は完了届提出後、3日以内に連絡をお願いします。

検査時には必ず責任技術者の立会をお願いします。

申請者の在宅については任意です。在宅する場合は、下水道使用料等の説明をさせていただきます。不在の場合は、説明用の資料を送付させていただきます。

【検査内容】

(1) 管底の深さと管距離の確認

数値に大きな差異がある場合は、修正の対象となります。（1cm以内であれば誤差の範囲内としています。）

(2) 水を流し、流速の確認

最上流部のマスにつながっている水道を流していただきます。

（マスを開けて、バケツから水を流すでも可）

(3) 管の中の確認

鏡を使い、管通り（たるみ、亀裂、残留物等の有無）を確認します。

照明等の準備をお願いします。

【検査写真】

(1) 検査に合格したら公共マスの写真を撮影しますので、黒板（完成検査、検査日、確認番号を記入）をご用意ください。

(2) 水道メーターの番号、指針確認の写真を撮影し、提出してください。

※完了検査時の写真や、公共マス設置費請求書、修正依頼した調書等は、完了検査後2週間以内に提出してください。

1か月を過ぎても提出がない場合は連絡させていただく場合があります。

8 公共マス設置費請求書について

- (1) 公共マスの設置費は町が負担しますので、請求書を提出してください。
- (2) 様式集にある請求書は参考となります。記載内容が記されていれば、事業所独自様式での提出も可能です。
- (3) 請求内容が確認できる写真があることを確認してください。
- (4) 取付管が敷地の中に2箇所設置されており、2箇所とも使用する場合、原則1箇所は公費となりますが、1箇所は自己負担となります。

名称	金額上限	備考
土工費	10,400円	・掘削、埋め戻し、残土処分で一式（掘削幅は取付管を中心として左右50cm幅、掘削深1mを基準とする。）
布設費	8,500円	

- ・割増し…20%以内
- ・諸経費については、100円未満の端数を切り捨て
- ・計については、1,000円未満の端数を切り捨て
- ・1,000円単位とした計に、消費税を加算すること

9 下水道排水区域外の排水設備設置申請（下水道事業納付金）について

下水道排水区域外に排水設備を新設する場合には、着工前に**下水道事業納付金**（受益者負担金相当額）を納めていただく必要がありますので、以下の書類を提出していただきます。

- ・排水区域外排水設備設置許可申請書（様式第1号）
- ・下水道事業納付金に関する協定書（様式第3号）

以上の書類が提出され、設置の許可が下りた場合、上下水道課から（**区域外排水設備設置許可書、下水道事業納付金に関する協定書、納付書**）を申請者に送付します。
申請者からの納付確認後に排水設備計画確認申請書を受付します。

下水道事業納付金は一括納付となるので、報奨金が交付されます。

受益者負担金（320円×土地面積）－報奨金（受益者負担金の約30%）

=下水道事業納付金

（例）土地面積が330.58㎡の場合

320円×330.58㎡＝105,780円 報奨金29,640円

納付していただく下水道事業納付金

105,780円－29,640円＝76,140円になります。

1 0 新たに取付管を設置する場合

排水設備工事を行うにあたり、隣接する道路に下水道本管が埋設されているものの、対象地に取付管が設置されていない場合には、担当にご相談ください。

- (1) 公共汚水柵設置位置届出書を提出していただき、必要と認められれば、取付管を公費にて設置させていただきます。
- (2) ただし、工事の発注をすることになりますので、設置までに4か月から5か月（県道または、年度をまたぐ場合はそれ以上）の期間を要しますので、早めの対応をお願いします。

1 1 排水ヘッダーを使用する場合

排水ヘッダーは、床下へ設置するため、メンテナンス等が難しく、設置状況を職員が確認することができないため、使用する際には、排水設備計画確認申請書に排水ヘッダーの使用に関する誓約書を添付していただき、完了時には完了届に排水管の布設状況がわかる写真を添付し、提出していただきます。

様式集

- 排水設備指定工事店指定申請書（様式第 1 号）
- 営業所の平面図及び付近見取図（様式第 2 号）
- 責任技術者名簿(新規・解除)（様式第 3 号）
- 指定工事店指定辞退届（様式第 6 号）
- 指定工事店異動届（様式第 7 号）
- 排水設備計画（変更）確認申請書（様式第 1 号）
 - 除害施設計画（変更）確認申請書（様式第 2 号）
 - 排水設備計画確認書（様式第 3 号）
- 排水設備等工事完了届（様式第 5 号）
- 公共下水道使用開始（休止・廃止・再開）届（様式第 7 号）
- 請求書
- 排水区域外排水設備設置許可申請書（様式第 1 号）
 - 排水区域外排水設備設置許可書（様式第 2 号）
 - 下水道事業納付金に関する協定書（様式第 3 号）
- 既設排水設備使用申請書
- 公共汚水柵設置位置届出書

申請書等は吉田町 HP から印刷していただくか、吉田町役場上下水道課窓口でお渡しします。

○⇒吉田町 HP から印刷できるもの

様式第1号（第4条・第8条関係）

年 月 日

排水設備指定工事店指定申請書
（新規・更新）

吉田町長 田村典彦様

申 請 業 者	ふりがな 商号又は名称			
	ふりがな 代表者住所・氏名	電話 ()	印	
	ふりがな 営業所の所在地	電話 ()		

[添付書類]

- 1 申請者（法人の場合は代表者）の住民票及び経歴書
- 2 個人の場合は、身分証明書
- 3 法人の場合は、登記事項証明書及び定款の写し
- 4 営業所の平面図及び付近見取図並びに写真（様式第2号）
- 5 専属責任技術者名簿（様式第3号）
- 6 工事の施工に必要な設備及び器材を有していることを証する書類

様式第2号（第4条関係）

営業所の平面図及び付近見取図			
平面図		面積	m ²
付近見取図	線	駅下車	バス・徒歩 分

- (注)
- 1 営業所の写真は、外部及び内部の状態のわかるものを数枚。
 - 2 平面図は、間口及び奥行の寸法、机の配置状況等を記入すること。
 - 3 付近見取図は、主な目標を入れてわかりやすく記入すること。

様式第3号（第4条関係）

年 月 日

専属責任技術者名簿（新規・解除）

吉田町長 田 村 典 彦 様

指定（登録）番号 第 号
商 号
〒
営業所の所在地
電話 ()
代 表 者 氏 名 印

ふりがな 専属者氏名	住 所	登 録 番 号	摘 要
	〒		
	〒		
	〒		

[添付書類]

- 1 責任技術者証の写し
- 2 専属を確認できるものとして、次のうちのいずれか一つ
 - ① 組合健康保険、政府管掌健康保険被保険者証（雇用関係を証明できない国民健康保険証は除く）の写し
 - ② 雇用保険被保険者資格取得確認通知書及び保険料領収書の写し
 - ③ 従業員全員の賃金台帳又は源泉徴収簿及び所得税納付額領収書の写し
 - ④ その他雇用関係を証明できる書類の写し

（注） 専属解除の場合は、名簿を別葉とするとともに、責任技術者証は原本を提示すること。

様式第6号 (第9条関係)

年 月 日

指定工事店指定辞退届

吉田町長 田村典彦様

申 請	指定(登録)番号	第 号	
	ふりがな 指定工事店名 (商号)		
	ふりがな 代表者氏名		印
	営業所の所在地	電話 ()	
業 者	理 由		

[添付書類]

指定工事店証

様式第7号 (第9条関係)

年 月 日

指定工事店異動届

吉田町長 田村典彦様

指定(登録)番号 第 号

指定工事店(商号)

代表者氏名

印

異動事項	新	旧
ふりがな 商号(組織)		
添付書類	登記事項証明書(法人のみ)、指定工事店証及び専属者の責任技術者証の写し	
ふりがな 氏名(代表者)		
添付書類	登記事項証明書(法人のみ)、指定工事店証、経歴書及び身分証明書	
責任技術者の変更		
添付書類	専属者の責任技術者証の写し	
住居表示の変更		
添付書類	住民票又は住居表示変更通知書(登記事項証明書でも可)及び指定工事店証	
電話番号		
添付書類	なし	
営業所移転		
添付書類	営業所の平面図、付近見取図及び写真、登記事項証明書(法人のみ)、指定工事店証、固定資産物件証明書(建物登記事項証明書でも可)又は賃貸借契約書の写し	
営業所(仮)移転		
添付書類	営業所の平面図、付近見取図及び写真、固定資産物件証明書(建物登記簿謄本でも可)又は賃貸借契約書の写し	

排水設備計画（変更）確認申請書

年 月 日

吉田町長 様

住所（所在地）

フリガナ

申請者 氏名（名称）

㊦

電話

住所（所在地）

指定工事店 氏名（名称）

㊦

電話

吉田町下水道条例第5条の規定により申請します。

記

設置場所	吉田町	隣組
申請区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 増設 <input type="checkbox"/> 改築	敷地面積 m²
排水戸数	戸	排水人口 人
使用水	<input type="checkbox"/> 水道水 <input type="checkbox"/> 井戸水 <input type="checkbox"/> 水道水・井戸水併用	
排水区分	<input type="checkbox"/> 生活排水 <input type="checkbox"/> 事業所（業種 ） <input type="checkbox"/> その他（ ）	
阻集器	<input type="checkbox"/> 有（種類 ） <input type="checkbox"/> 無	
現在の便所の種類	<input type="checkbox"/> 浄化槽 <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 汲取り <input type="checkbox"/> 公共下水（旧確認番号 ）	
予定工期	着手 年 月 日 : 完成 年 月 日	
排水工事業者名		

確認番号	第 号（ 年 月 日）
受益者負担金 年度賦課分済・1年払・每期払・未	

※ 添付書類：排水設備工事調書 様式－1, 2, 3, 公図写

様式第2号（第4条関係）

除害施設計画（変更）確認申請書			
吉田町長	様		年 月 日
		住所（所在地） フリガナ	
	申請者	氏名（名称） 電 話	⑩
	施工業者	住所（所在地） 氏名（名称） 電 話	⑩
吉田町下水道条例第5条の規定により申請します。			
記			
設置場所	吉田町		
申請区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 増設 <input type="checkbox"/> 改築		
除害施設の構造	別紙のとおり	使用水	水道水 m ³ /日
処理方式	別紙のとおり	及 び	井戸水 m ³ /日
汚水量及び水質	別紙のとおり	使用量	合 計 m ³ /日
予定工期	着手	年 月 日	完成 年 月 日

※ 添付書類 案内図、平面図、縦断面図

排水設備計画確認書

年 月 日

様

吉田町長

年 月 日付け申請のあった件について次のとおり確認したので通知します。

記

設置場所	吉田町			隣組
申請区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 増設 <input type="checkbox"/> 改築	敷地面積		m ²
排水戸数	戸	排水人口		人
使用水	<input type="checkbox"/> 水道水 <input type="checkbox"/> 井戸水 <input type="checkbox"/> 水道水・井戸水併用			
排水区分	<input type="checkbox"/> 生活排水 <input type="checkbox"/> 事業所（業種 ） <input type="checkbox"/> その他（ ）			
阻集器	<input type="checkbox"/> 有（種類 ） <input type="checkbox"/> 無			
現在の便所の種類	<input type="checkbox"/> 浄化槽 <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 汲取り <input type="checkbox"/> 公共下水（旧確認番号 ）			
予定工期	着手 年 月 日 : 完成 年 月 日			
排水工事業者名				

確認番号	第 号（ 年 月 日）			
下水道事業納付金 年度賦課分済・1年払・每期払・未				

様式第5号（第10条関係）

<p>排水設備等工事完了届</p>	
<p>年 月 日</p>	
吉田町長	様
申請者	住所（所在地） 氏名（名称） 電話 ㊟
指定工事店	住所（所在地） 氏名（名称） ㊟
<p>吉田町下水道条例第6条の規定により届け出ます。</p>	
<p>記</p>	
設置場所	吉田町
確認番号	第 号（ 年 月 日）
工事完了年月日	年 月 日
備考	

様式第7号（第12条関係）

確認番号

公共下水道使用開始（休止・廃止・再開）届

年 月 日

吉田町長 様

住所（所在地）
届出人 氏名（名称）
電話

印

吉田町下水道条例第8項第1項の規定により申請します。

記

届出区分	<input type="checkbox"/> 開始 <input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 再開		
設置場所	吉田町		
使用水	<input type="checkbox"/> 水道水 <input type="checkbox"/> 井戸水 <input type="checkbox"/> 水道水・井戸水併用		
排水区分	<input type="checkbox"/> 生活排水 <input type="checkbox"/> 事業排水（業種 ） <input type="checkbox"/> その他（ ）		
除害施設	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
井戸使用人員	人		
ポンプの種類	製作所名	型式	
	能力	口径	mm

使用開始等年月日	年 月 日	量水器指針	m ³
----------	-------	-------	----------------

（注） 太線枠内は、記入しないこと。

請 求 書

年 月 日

吉田町上下水道課 様

下記のとおり御請求申し上げます。

指定工事店

住所 (所在地)

氏名 (名 称)

⑩

適格請求書発行事業者登録番号

T																			
---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

請求金額 _____ 円

確認番号 _____ (_____ 様方)

金融機関名・支店名 _____ 普通・当座

口座番号 _____ 口座名義人 _____

名 称	数量	単位	単 価	金 額	備 考
公共汚水マス 200					支給品
公 共 汚 水 マ ス 蓋					支給品
土 工 費					
布 設 費					
小 計					
諸 経 費					
計					
消 費 税					
合 計					

- ※ 諸経費については、100円未満の端数を切り捨て
- ※ 計については、1,000円未満の端数を切り捨て
- ※ 消費税率は10%適用

様式第 1 号(第 3 条関係)

排水区域外排水設備設置許可申請書			
年 月 日			
吉田町長		様	
		住所(所在地)	
申請者		氏名(名称)	印
		電話	
		住所(所在地)	
指定工事店		氏名(名称)	印
		電話	
吉田町公共下水道排水区域外排水設備設置取扱要綱第 3 条の規定により申請します。			
記			
設 置 場 所	吉 田 町		
土 地	<input type="checkbox"/> 自己所有 <input type="checkbox"/> 借地		
借地の場合の 土地所有者の 同意	住 所		
	氏 名		
申 請 区 分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 増設 <input type="checkbox"/> 改築	敷 地 面 積	㎡
排 水 戸 数	戸	排 水 人 口	人
使 用 水	<input type="checkbox"/> 水道水 <input type="checkbox"/> 井戸水 <input type="checkbox"/> 水道水・井戸水併用		
排 水 区 分	<input type="checkbox"/> 生活排水 <input type="checkbox"/> 事業所(業種) <input type="checkbox"/> その他()		
阻 集 器	<input type="checkbox"/> 有(種類) <input type="checkbox"/> 無		
現在の便所の 種 類	<input type="checkbox"/> 浄化槽 <input type="checkbox"/> くみ取り <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 公共下水(旧確認番号)		
予 定 工 期	着手 年 月 日 : 完成 年 月 日		
排 水 工 事 業 者 名			

様式第2号(第4条関係)

排水区域外排水設備設置許可書

第 号
年 月 日

様

吉田町長



年 月 日付で申請のあった、排水区域外排水設備設置について、下記の条件を付して許可します。

記

条 件

- 1 下水道に関する法令及び吉田町下水道条例を遵守すること。
- 2 工事が完了した際には、吉田町下水道条例施行規程第5条に規定する工事完了届を提出し、完了検査を受けること。
- 3 下水道使用料については、排水量に応じ納付すること。
- 4 下水道事業納付金に関する協定書を締結し、下水道事業納付金を納付すること。

様式第3号(第5条関係)

下水道事業納付金に関する協定書

公共下水道の排水区域外の排水設備の設置に係る下水道事業納付金の納付について、管理者(以下「甲」という。)と排水設備設置許可(協議)申請者(以下「乙」という。)との間に、次のとおり協定を締結する。

第1条 当該協定に係る土地の表示は、次のとおりとする。

所 在 地	地 目	地 積(m ²)
合	計	

第2条 乙は、前条に定める土地について下水道事業納付金(1 m²当たり 円)として 円を甲に納付するものとする。この場合の取扱いは、吉田町公共下水道事業受益者負担に関する条例の例による。

第3条 第1条に定める土地に公共下水道事業受益者負担金が賦課されることとなるときは、これを免除するものとする。

年 月 日

甲 吉田町長

印

住 所

乙 申請者

氏 名

印

既設排水設備使用申請書

年 月 日

吉田町長 様

申請者

住 所

氏 名



私が所有している建築物()の汚水を
下水道に流入させるための排水設備を設置するにあたり、現在使用している排
水管等は、今まで閉塞・破損の事例がないので、これを排水設備の一部として
使用することを申請します。

今後、配管内に詰まり・破損等発生した場合には、速やかに私共で対応する
ことを約束します。

公共汚水柵設置位置届出書

年 月 日

上下水道課長 様

住所： (TEL：)

氏 名： (印)

土地所有者氏名： (印)

公共下水道建設工事に当たり、次のように公共汚水柵を設置されるよう届けます。

設置場所	吉田町	隣 組	
建築物の有無	① 有 ② 無		
建築物の形式	①一戸建て住宅 ②共同住宅 (戸) ③その他 ()		
平 面 図			

(記入上の注意)

1. 道路・敷地及び建物の輪郭や、建物内のトイレ・台所・浴室の位置を明示してください。
2. 公共汚水柵の設置希望位置を○で示してください。また目標物（建物・門柱・境界杭）からの距離を記入してください。
3. 公共汚水柵の設置希望位置が道路面より高い（低い）場合は、その高さ（低さ）を明記してください。（例）道路面より約 1.5m高い

吉田町上下水道課

〒421-0395 静岡県榛原郡吉田町住吉 87 番地

TEL:0548-33-1100

FAX:0548-33-0362

E-mail:gesui@town.yoshida.shizuoka.jp